

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は1995年をピークに減少傾向にあり、労働力人口も減少している。

国立社会保障・人口問題研究所によれば、2020年以降は出生率が死亡率よりも低くなった人口に見られる「つぼ型」から更に人口が減少し、2040年には大きな形の変化がなくなった人口構造となることが見込まれている。

就業人口割合では、農林業の第1次産業が約1%、金属製品製造業・機械器具製造業・プラスチック製品製造業をはじめとする製造業の第2次産業が約30%、卸売業、小売業をはじめとする第3次産業が63%となっている。事業所数では、農林業256戸、製造業237事業所、卸売業、小売業が373事業所となっている。

本市の全産業において、製造業が付加価値額の約6割、売上高の約7割を占めており、製造業が主要の産業構造をなしている。主要産業となる製造業の事業所数、従業員数をみると2008年をピークに減少傾向にある。

今後、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、企業等への人材不足の影響が見込まれる。労働力率の低下が予測される中、労働生産性の維持・向上が求められる。

(2) 目標

高精度な金型技術や世界で初めてマイコン内蔵電子式水道メーターを開発するなど独自技術を持った企業が存在しており、当該企業の成長を通じて他の産業・企業にも高い経済的波及効果をもたらし、成長への好循環を実現することをめざす。また、計画期間中に23事業者以上の先端設備等導入計画の認定をめざす。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるもの）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

対象地域を限定しない。

理由：事業者が市内全域に存在するため

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業を限定しない。

理由：多様な業種・事業の支援を行うため

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 5 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間、5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- i 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ii 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- iii 市・府民税、固定資産税を滞納しないこと。